

令和 2 年 12 月 21 日 総務部

行政手続及び内部手続における押印見直しの取組状況について

令和 2 年 11 月 16 日（月）開催の行財政改革・デジタル戦略推進本部員会議を受け、その後の進捗状況について令和 2 年 12 月 4 日（金）時点で取りまとめた結果は以下のとおりです。

1 行政手続の見直し状況の概要

(1) 取組状況

	独自手続数	うち押印が 必要な手続 (見直し対象)	存続も含め て検討	廃止を決定また は廃止の方向で 検討
防災対策部	19	19	—	19
戦略企画部	26	20	—	20
総務部	36	33	—	33
医療保健部	104	71	—	71
子ども・福祉部	33	20	—	20
環境生活部	230	151	—	151
地域連携部	84	80	—	80
農林水産部	257	207	—	207
雇用経済部	122	116	—	116
県土整備部	69	65	—	65
出納局	48	48	—	48
企業庁	27	27	—	27
病院事業庁	22	22	—	22
教育委員会	137	120	—	120
他の各種委員会	29	22	—	22
計	1243	1021	—	1021
前回 (11/4)	1148	947	50	897

※12/4 時点の集計値。今後検討・廃止に向けた手続を進める過程で値の変動が生じる場合もあります。

(2) 廃止を決定または廃止の方向で検討中の 1021 手続の対応時期

- ・既に廃止済 76 手続
- ・年内に廃止 174 手続
- ・年度内に廃止 739 手続
- ・廃止時期調整中（年度内に決定）32 手続

(3) 前回「存続も含めて検討中」とした手続の見直し状況

(どうしたら押印不要とできるかを検討)

①実印+印鑑証明で厳格な確認をしている手続

→同等の真正性確保が必要なものは電子署名での対応を継続して検討。

(電子署名の基盤整備の検討も必要)

②申請者以外の第三者の法人が証明する証明書、③権利・義務に係る法人の意思確定の確認

→押印の必要性について再考し、電話確認等の代替措置での対応を検討。

3 内部手続の見直し状況の概要

(1) 取組状況

	押印が必要な手続	存続も含めて検討	廃止を決定または廃止の方向で検討
知事部局・各種委員会・企業庁、病院事業庁	654	—	654
前回(11/4)	601	—	601

※12/4時点の集計値。今後検討・廃止に向けた手続を進める過程で値の変動が生じる場合もあります。

(2) 押印が必要な手続(職員や事業者からの申請、届において押印を求めているもの)

- ・(内訳) 人事関係 398手続、会計関係(※会計規則にかかるものを除く) 183手続、庶務関係 73手続
- ・会計規則にかかる諸手続の押印(見積書、請求書等)については、出納局が中心となって検討を行い、契約書を除き、原則年度内に廃止で検討中。

(3) 廃止を決定または廃止の方向で検討中の654手続の対応時期

- ・既に廃止済 94手続 ・年内に廃止 67手続
- ・年度内に廃止 493手続

4 今後の取組

- ・現在三重県で運用している電子申請・届出システムで対応可能な手続については、受付件数や手続の内容等も踏まえ、可能なものから随時登録を進めていきます。
- ・手続の電子化に向けた課題である、電子署名や電子収納への対応についても検討を進めます(令和3年度)。
- ・電子決裁の活用、手続のオンライン化による業務の効率化(意思決定の迅速化、テレワークの拡大)を進めます。